

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月26日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 1 号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和49年北上地区消防組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～9 [略]</p>	<p>附 則 1～9 [略] <u>(平成27年4月1日における号給の調整)</u> 10 <u>平成27年4月1日において39歳未満である職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。))である者を除く。)</u>のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第5条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の平成27年4月1日における号給は、規則で定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。 11 <u>平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員(同日において除外職員である者を除く。)</u>のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の同日における号給は、規則で定めるところに</p>

より、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位の号給とする。

12 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北上地区消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北上地区消防組合条例第6号）以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北上地区消防組合条例第6号）以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に</p>

に100分の99.11を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8～14 [略]

に100分の99.11を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8～14 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。